

高齢期の生活の充実

◆ 高齢者入所・通所施設整備の推進

【保健福祉総務課，高齢福祉課】

1 事業の目的

高齢者が健康で生きがいを持ち，安心して自立した生活を送ることができる，笑顔あふれる長寿社会を実現するため，「第5次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第4期宇都宮市介護保険事業計画（にっこり安心プラン）」に基づき，高齢者入所・通所施設の整備を推進する。

2 事業概要

(1) 広域型・地域密着型施設の整備

22年度整備の概要

・介護老人福祉施設（広域型）	50床×3施設（150床）	} 入所系施設 315床整備
・介護老人福祉施設（地域密着型）	29床×1施設（29床）	
・介護老人保健施設	100床×1施設（100床）	
・認知症対応型共同生活介護	18床×2施設（36床）	
・小規模多機能型居宅介護	1施設	

(2) ちとせ寮・松原荘の再整備

○ 再整備施設の概要

名称	(仮称) 福祉コミュニティ「アオーラ」	
施設種類	養護老人ホーム	軽費老人ホーム（ケアハウス）
場所	陽東3丁目4327番地4（補修事務所跡地）	
入所定員	110名 高齢者短期宿泊事業：5名	100名
供用開始	平成23年4月	
構造	鉄筋コンクリート造6階建	鉄筋コンクリート造5階建
敷地面積	9,500㎡（補修事務所跡地東側を市が30年間無償貸付）	
建築面積	10,683㎡	
設置運営	民設民営方式（社会福祉法人 蓬愛会）	
市補助額	13億3,813万5千円	

3 事業スケジュール

(1) 広域型・地域密着型施設の整備

- 平成22年度
- ・22年度整備施設を23年4月開所に向けて整備
 - ・23年度整備事業者を公募で選定
- ⇒23年度までに入所系施設682床の整備を推進

(2) ちとせ寮・松原荘の再整備

平成22年1月～ 建設工事 (平成23年1月完成予定)

平成23年3月 供用開始

◆ 災害時要援護者支援体制の整備

【保健福祉総務課，生活福祉課，高齢福祉課，障がい福祉課，健康増進課，保健予防課】

1 事業の目的

災害時に，高齢者や障がい者などの災害時要援護者に対して，迅速かつ的確な対応が図れるよう，本市における要援護者に対する支援体制を整備する。

2 事業概要

「宇都宮市災害時要援護者対応マニュアル」に基づき，日ごろから要援護者に対する地域ぐるみの支援体制を構築するとともに，災害の避難時において要援護者への身体介護や健康相談等の支援を行うための福祉避難所を確保する。

(1) 地域における支援体制の構築

- ・「地区災害時要援護者支援班」の設置
⇒連合自治会の区域（39地区）ごとに設置（21年度末で24地区に設置）
- ・要援護者の登録の推進
⇒援護の必要性が高い高齢者や障がい者などに対する登録の勧奨

(2) 福祉避難所の確保

- ・民間福祉避難所の設置
⇒民間の社会福祉施設等と協定締結

3 事業スケジュール

- 平成22年度
- ・「地区災害時要援護者支援班」の早期設置の促進（未設置15地区）
 - ・民間の社会福祉施設等と福祉避難所に関する協定を締結

◆ 地域福祉コーディネーターネットワーク推進事業の展開

【保健福祉総務課】

1 事業の目的

地域福祉における新たなニーズや課題などに適切かつ迅速に対応し、日ごろから地域住民同士が共に支え合う地域社会を構築するため、地域福祉を担う人材や施設などの様々な地域資源が連携するネットワークをコーディネートし、地域における様々な福祉情報や課題などを共有化できるよう支援する。

2 事業概要

市内25か所の地域包括支援センターを中心として、ワークショップ形式の市民参加型の「地域福祉マップ」づくりなどを契機に、地域福祉を担う人材や施設などの様々な地域資源と共に情報交換会を実施し、地域のネットワークをコーディネートする。

(1) 「地域福祉コーディネーターネットワーク会議」の開催

- ・多様な地域資源による情報交換・意見交換（21年度4か所（うち3か所は、認知症対策に関する県モデル事業を活用）、22年度新たに5か所程度）
⇒「顔の見える関係」を構築し、地域の現状や課題を再認識

(2) 地域のニーズに応じた主なコーディネート

- ・「地域福祉マップ」の作成（21～22年度3か所、22年度新たに1か所程度）
⇒市民の疑問や悩みの解消に資する情報提供の充実
⇒地域のスーパーやコンビニ、公共施設などへの配置を検討
- ・顔の見える「連絡網」の作成
⇒適切な福祉サービスや制度、事業者などへのつなぎの迅速化

3 事業スケジュール

- 平成22年度
- ・「地域福祉コーディネーターネットワーク会議」の開催（新たに5か所程度）
 - ・「地域福祉マップ」の作成（新たに1か所程度）

◆ 介護予防の推進

【高齢福祉課】

1 事業の目的

要介護状態等となることを予防し、高齢者がいつまでも住み慣れた地域でいきいきと自立した生活ができるよう、介護予防事業を積極的に実施する。

2 事業内容

(1) 一般高齢者施策事業の推進

- ・介護予防教室（H21：延べ9, 000人参加）、いきいきサッカー教室（H21：4回・84人参加）の開催など

(2) 特定高齢者施策の推進（特定高齢者：要支援・要介護状態となる恐れのある高齢者）

- ・特定高齢者把握事業、通所型介護予防事業（H21：延べ2, 000人参加）の実施など

3 事業スケジュール

- 平成22年度
- ・介護予防教室の開催
 - ・いきいきサッカー教室の開催
 - ・特定高齢者把握事業の実施
 - ・通所型介護予防事業の実施

◆ 認知症対策の推進

【高齢福祉課】

1 目的

認知症高齢者の増加が見込まれていることから、認知症の正しい知識や理解の普及を図るとともに、保健・医療機関等と連携しながら、認知症の予防や支援体制を整備する。

2 事業内容

(1) 認知症高齢者やその家族が暮らしやすい地域づくりの推進

- ・認知症サポーター・キャラバンメイト養成講座の実施（21年度末現在：サポーター延べ4,843人、キャラバン・メイト延べ147人養成）
- ・県モデル事業（21・22年度）の活用（3地区で実施。地域資源マップの作成、事例検討会、交流会の開催など）

(2) 認知症高齢者対策の検討

- ・認知症高齢者等対策懇談会の運営
- ・庁内検討会の開催

3 事業スケジュール

- 平成22年度
- ・認知症サポーター・キャラバンメイト養成講座の実施
 - ・県モデル事業の推進
 - ・認知症高齢者等対策懇談会、庁内検討会の開催